

情報発信等最適化施策に基づく情報発信ツールに係る取組推進プロジェクト チーム設置要綱

(設置)

第1条 本市DX戦略に示される施策方針の実現に向けて策定した「情報発信等最適化施策」に基づき、第一期としてホームページを中心に取組を推進するため、情報発信等に関する事業や業務を所管・担当する関係所属が連携して、情報発信等最適化施策に基づく情報発信ツールに係る取組推進プロジェクトチーム(以下「プロジェクトチーム」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 プロジェクトチームの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 情報発信等最適化施策に基づく情報発信ツールに係る取組の推進及び進捗管理に關すること
- (2) その他情報発信等の検討及び取組に關すること

(組織)

第3条 プロジェクトチームは、別表に掲げるプロジェクトリーダー及びプロジェクトサブリーダーをもって組織する。

- 2 プロジェクトリーダーは、プロジェクトチーム会議を招集する。
- 3 プロジェクトリーダーは、必要と認めるときは第1項に規定する者以外の者に会議への出席を求めることができる。
- 4 プロジェクトリーダーは、プロジェクトチームの方針を踏まえ、会議の開催に係る調査や資料作成等を行うワーキングチームを設置することができる。

(事務局)

第4条 プロジェクトチーム及びワーキングチームの事務局を政策企画室市民情報部広報担当に置き、事務局はデジタル統括室DX推進担当と協働しその事務を処理する。

(施行の細目)

第5条 この要綱に定めるもののほか、プロジェクトチーム及びワーキングチームの運営に關し必要な事項は、プロジェクトリーダーが別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

政策企画室

市民情報部広報担当課長（プロジェクトリーダー）

デジタル統括室

D X事業調整担当課長（プロジェクトサブリーダー）